

2018 年 10 月 12 日

きものサローネ in 日本橋、きもの未来会議

和装業界では、従前から価値のわかりにくい商品特性を利用した不明瞭な品質表示や根拠のない二重価格表示、または押し付け販売・過量販売等々、消費者との取引においてたびたび問題点が指摘されてきた。このような中、本年 1 月、成人式当日に成人式のお世話をする振袖事業者が事業停止するという前代未聞のニュースが社会を大きく騒がせ、和装業界そのものの信頼を揺るがせる事態が生じた。このような社会的背景からも、消費者にとって真に安心できる市場を提供することが和装の未来への一歩になると考え、今回のきもの未来会議を開催した。

今会議では、昨年 5 月、経済産業省和装振興協議会にて策定された「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について」（17 条の指針）に基づき、和装の持続的発展を行ううえで問題となりうる消費者との取引について議論した。

17 条の指針が公表された背景には、和装業界の一端で法律に抵触しかねない販売が繰り返されている現実がある。同会議では法律に抵触しかねない表示（二重価格、優良誤認）や、販売意図を隠した集客等を業界内から一掃し、消費者本位の商品・サービスの提供に真摯に務めることの必要性を確認した。

これらは消費者を欺く販売であり、消費者の和装への期待を裏切る販売でもある。このような事業者本位の販売と業界全体で決別し、消費者本位の販売へと回帰することで、和装の持続的発展を図らねばならないと参加者一同で一致した。

今会議の最後に下記の通り、「きもの安心宣言」を行い、本日からこの考えをきもの業界全体に広めていくこと、また和装を未来につなげるためにも、業界が常に消費者に対して誠実であることを約束した。

きもの安心宣言

1. 私たちはお客様に対し、わかりやすい価格・品質表示を徹底します。
2. 私たちはお客様に対し、根拠の無い二重価格表示をしません。
3. 私たちはお客様に対し、販売意図を隠した勧誘をしません。
4. 私たちはお客様に対し、お客様が強引と思ったり、圧力を感じる販売をしません。
5. 私たちはお客様にとって、安全・安心でない不適切な業者・コンサルタントとは取引しません。（不適切とは、和装商慣行改善 17 条に背く行為を続けることを指します）

きものサローネ in 日本橋特別企画 きもの未来会議

コーディネーター／松井敦史（信用情報・KYOWAVE 記者）

パネラー／浅子堅一郎（日本橋三越 呉服美術部営業部長）、きくちいま（エッセイスト・イラストレーター）、佐々木英典（日本きものシステム協同組合理事長）、鈴木康子（きもの季刊誌七緒編集長）、矢嶋孝敏（きものやまと代表取締役会長）、吉田満梨（立命館大学経営学部准教授）

後援／東京織物卸商業組合、京都織物卸商業組合、西陣織工業組合、名古屋織物卸商業組合、経済産業省、京都府

鍵握る小売りの健全化

「きもの安心宣言」を採
択したきもの未来会議
(きものサローネin日本
橋2018)

表の指針)策定
をを確認
を表明し合意形成
を宣言を採択
を作り、それに沿った共通の表

の量も鋭角のスピンでも上がった。様々な意味でも上り
りしてきている。それによって
を越えた含形成を促したの
ではない。

とりわけ「原研」きを含む「物
十個」といえる最初の状況
は、和装を当てる「業初」は
じた疑問だった。目利きの大
ことが大々と考えている。

安心・安全は大前提とし
て、「正しい商売」を正した商
品、正しい商売」を続けた
い。そのために「売場がた
提案だけでなく、疑問に相
のソリューションを求めている。



佐々木英典・日本きものシステム協同組合理事長・福田屋呉服店代表取締役

「産地と消費者を守る」旗印に全力で

1. 私達はお客様に対し、わかりやすい価格・品質表示を徹底します。
2. 私達はお客様に対し、根拠のない二重価格表示をしません。
3. 私達はお客様に対し、販売意図を隠した勧誘をしません。
4. 私達はお客様に対し、お客様が強引と思ったら、圧力を感じる販売をしません。
5. 私達はお客様にとって、安全・安心でない不適切な業者・コンサルタントとは取引しません。
(不適切とは、和装資材販売17条に背く行為を続けることを指します)



1. 買い取り比率を上げサプライチェーン全体で産地への利益配分を増やす。
2. 全ての取引について契約書、発注書、請求書、納品書等により書面化する。
3. 長期手形、延べ払い、歩引きを順次撤廃する。
4. 委託販売、販売員派遣を含めた販路コストをそれぞれが応分に負担する。
5. 消費者に対して安全・安心でない不透明な業者・コンサルタントの取引を自粛する。

17年5月	経済産業省と和装振興協議会	「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について」(17条の指針)策定
18年2月	香川県高松市 (川上・川中・川下の代表5人)	「17条の指針」に沿い必要改善を積極的に推進していくことを確認
18年5月	経済産業省と和装振興協議会	きもの川上・川中、川下57団体から「17条の指針」に賛同を表明し合意形成
18年9月	きものサミット in 京都 2018	「商慣行」(17条の指針)から「事業者間取組」5項目に改善の宣言を採択
18年10月	きものサローネ in 日本橋「きもの未来会議」	消費者の信頼を得るため5項目の「きもの安心宣言」を行う

市場・作り手の視点で／サプライチェーン構築が力ギ

和装振興協議会商慣行分科会座長
矢嶋孝敏氏



では、なぜ今改革なのか。一つは、職人の高齢化・低賃金による進んだことです。高度成長期の成

価値を有する現代が、新たな価値を生み出す時代を開く。川中・川の岸を越えたフツトなものが生まれきてます。現状を凌いでいこうとする人材が現れてる。

三目は、きもいた商品の出を作る。これまでには量で作り過ぎて売ってしまった技術者経験の頂点商品に比べ、高価な物で売れないとこ

た。口も多くなりました。頂点の物は、多可なりするのにも、まずはる価値、着たる商品。創業者は、根柢を付けていこう。今、きもいた。サブライエーに上り、多様なと過剰価値を講じて、多様なニーズに対応する商品を作り、適正な販売を行い、必要がありす。と同時に、適正な分配を図る。これが最終です。富強では

買
た
延
場
費

買収に成功するに際して、その権利配分を争うことになり、そのために配分争いとなり、長期形や延べ払い、床金等の期間延長、販売の中止、店員の異動等と通説としていた。

二、並行して取引組まはれはならないが、安心、安売市、協働作等、はれの「一書」のよう問題が起る（たゞ、消費者の社会問題に集束してはいない）。

正しい価値
伝える努力

浅子堅一郎・三越伊
丹日本橋呉服・美術
部部長

[illegible]

和装の持続的発展に向けて

昨年5月、経済産業省和装振興協議会にて策定された「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について」（17条の指針）は川上から川中、さらに川下へと議論を広げ、本年5月 各団体が賛同を表明し、きもの業界においてかつて無かった川上・川中・川下の合意が形成された。

背景には3つの要因が考えられる。第一に、職人の高齢化や低賃金による産地の疲弊が、既に看過できない状況に至ったこと。第二に、川上・川中・川下の全分野において世代交代が急速に進み、後継経営者が業界のあるべき未来を真剣に見据え始めたこと。第三に、残念な契機ではあるが「はれのひ事件」により、きもの業界における悪徳商法や迷惑行為はもはや許されない時代になっていると強く認識されたこと、にある。

従前から和装業界では、価値のわかりにくい商品特性を利用した不明瞭な品質表示や根拠のない二重価格表示、または押し付け販売・過量販売等々、消費者との取引においてたびたび問題点が指摘されてきた。このような事業者本位の販売と業界全体で決別し、消費者本位の販売へと回帰することで、和装の持続的発展を図らねばならない。

私たちは産地振興無くしてきもの文化の発展は無い、と考え、産地を護る。同時に、市場振興のためには消費者を護る業界モラルを自ら獲得することが不可欠である、とはっきり自覚し、日本文化の一翼を担うきものに携わる者としての誇りを持って行動する。

以上に基づき、取引業者間においても、消費者に対しても、安全かつ安心なきもの市場を約束するため、下記を宣言する。

きもの安全・安心宣言

京都サミット宣言（BtoB）

1. 買い取り比率を上げ
サプライチェーン全体で産地への利益配分を増やす。
2. 全ての取引について
契約書、発注書、請求書、納品書等により書面化する。
3. 長期手形、延べ払い、歩引きを順次廃止する。
4. 委託販売、販売員派遣を含めた販売コストを
それぞれが応分に負担する。

東京サローネ宣言（BtoC）

1. お客様に対し、
わかりやすい価格・品質表示を徹底する。
2. お客様に対し、
根拠の無い二重価格表示をしない。
3. お客様に対し、
販売意図を隠した勧誘をしない。
4. お客様に対し、
お客様が強引と思ったり、圧力を感じる販売をしない。

5. お客様にとって、安全・安心でない不適切な業者・コンサルタントとは取引しない。
(不適切とは、和装商慣行改善17条に背く行為を続けることを指す)

日本絹人繊維物工業会 会長

全日本きもの振興会 会長

日本きもの連盟 会長

和装振興協議会 商慣行分科会座長

渡邊隆夫

野瀬兼治郎（代理：同会常務理事 大坪宏）

奥山功

矢嶋孝敏